

令和6年第2回

瑞浪市議会定例会議案資料

(委員会提案)

令和6年3月22日

## 目 次

発議第1号 瑞浪市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	…… 1
-----------------------------------	------

発議第1号 瑞浪市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

【改正趣旨】

瑞浪市内部組織設置条例の改正に伴い常任委員会の所管範囲の均衡を図るために、常任委員会の所管事項及び名称を変更する。

【改正内容】

常任委員会の所管事項及び名称を変更するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年4月1日とする。

【新旧対照表】

新			旧		
第1条 (略) (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)			第1条 (略) (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)		
第2条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。			第2条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。		
常任委員会の名称	委員定数	所管事項	常任委員会の名称	委員定数	所管事項
総務厚生学教委員会	8人	総務部、健康福祉部、福祉事務所、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び消防本部の所管に属する事項（予算決算委員会が所管する事項は除く。）並びに他の常任委員会の所管に属さない事項	総務民生文教委員会	8人	総務部、みずなみ未来部、健康福祉部、福祉事務所、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項（予算決算委員会が所管する事項は除く。）並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
地域経済建設委員会	8人	みずなみ未来部、経済部、農業委員会及び建設部の所管に属する事項（予算決算委員会が所管する事項は除く。）	経済建設委員会	8人	経済部、農業委員会、建設部及び消防本部の所管に属する事項（予算決算委員会が所管する事項は除く。）
予算決算委員会	16人	予算及び決算に関する事項	予算決算委員会	16人	予算及び決算に関する事項
第3条～第31条 (略)			第3条～第31条 (略)		